札幌市公文書館の使命と課題

―現在、問われていること―

札幌市公文書管理審議会会長 大濱徹也

私は、札幌市公文書館の設立にかかわってきましたが、この間に委員会、審議会で提起された問題を、札幌市総務局行政部長をはじめ総務課文書事務担当の方々が真摯に受け止め、文化資料室の皆さんと問題を共有し、その解決に力を尽し、この度の札幌市公文書館開設への地ならしをしてくださったことに感謝する次第です。いままで東京都板橋区をはじめ、幾つかの自治体で公文書館の設立に関係してきましたが、札幌市の事務局の方は、当事者としてよく勉強し、行政現場の問題をいろいろと出して下さいました。

また委員の方たちは、札幌市公文書館の在り方をめぐり、それぞれの問題関心から活発な議論をし、館の方向性に豊かな肉付けをして下さいました。事務局はじめ各委員の働きにこの場をかりて御礼申します。この間の議論は、札幌市公文書管理審議会の会議録が札幌市のホームページですべて公開されていますので、お読みいただければ幸いです。

札幌市公文書館は、その意味で、いかにしたら行政運営に資する公文書館になりうるかという課題を意識して設立されたアーカイブズといえましょう。このことは、私にいわせれば、旧来の日本の文書館等のアーカイブズとは異なるもので、札幌市公文書館が日本のアーカイブズ文化に新しい一石を投じるような存在になることを期待させます。

思うに日本に公文書館、文書館等々の名称をかかげたアーカイブズが設立されたのは、1959年の山口県文書館が最初です。国家アーカイブズである国立公文書館の設立は、山口県に遅れること 10年余、1971年をまたねばなりません。この年には外交アーカイブズである外交史料館も設立されております。北海道立文書館の設立は 1985年、都道府県のアーカイブズとして 10番目、全体で 14番目です。

政令指定都市では1977年に広島市公文書館が設立されました。それ以外の市町村ではすでに1974年に藤沢市文書館が設立されていました。現在、日本のアーカイブズは、都道府県が34館、政令指定都市が7館、市町村が23館の計64館、札幌市公文書館は、政令指定都市で8番目、全体で65番目の館ということになります。そのなかで札幌市公文書館は、廃校を改修して設立したもので、2000年に設立された東京都板橋区公文書館とともに、厳しい財政下における公文書館設立への一方策を提示したものといえましょう。

なお、北海道には道東の別海町に加賀家文書館があります。この文書館は野付半島で活躍 した加賀家の古文書 1,000 点余が収蔵され、野付通行屋、漁番屋を復元、文書の展示等をしています。この存在はアーカイブズの世界ではあまり知られていないのではないでしょうか。

各館の所管は、山口県が教育委員会、1963年設立の京都府総合資料館、1968年の東京都公文書館が首長部局であるように、当初のアーカイブズには設置者の意向が教育委員会、首長部局とその所管のちがいに読みとれます。教育委員会の所管であることはアーカイブズを図書館、博物館と同様な文化施設、社会教育機関とみなしていたことによります。近年は、市区町村を別として、アーカイブズが知事部局に置かれるようになり、行政運営の組織との認識が共有されてきております。

東京都公文書館は1968年ですが、その前身は1902年に東京市会が「東京市史の編纂の件」 を可決したのをふまえてのもので、「市史稿」が刊行されていくわけですが、市史編纂室が 1952年に都政史料館となり、68年に総務局文書課の一部をとりこんで現在の公文書館となったものです。ここには、歴史編纂事業から、その史料館として誕生してくる日本のアーカイブズの祖形が読みとれます。

日本のアーカイブズは、その名称をみると、東京都が「公文書館」であるものの、「文書館」なる名称が多く、「歴史館」「歴史資料館」「県政資料館」「図書情報館」「記録資料館」「地域研究史料館」等々と多様であり、「文書館」をあえて「モンジョカン」と呼ばせる館もありますように、当初のアーカイブズは歴史研究に役立つ古文書の収蔵庫、「史料館」ともいうべき歴史施設であるとの思いに強く影響されていました。「モンジョカン」には、山口県が毛利家文書、北海道が開拓使文書等のある種の「お宝」があり、歴史研究者に利用されることで、館の存在感を誇示しております。

この「史料館」的なアーカイブズ理解にいち早く一石を投じたのは、山口県文書館の創設に力を尽した鈴木賢祐です。鈴木は、県立山口図書館長として、寄贈される旧藩主毛利家文書の受け皿として、図書館ではなくアーカイブズにすべきだということを説き、山口県文書館の設立を可能にしました。

しかしながら鈴木は、設立後の山口県文書館の動きに戸惑い、その思いを 1966 年に『山口県文書館ニュース』第2号で、県文書館が提起した「文書館法要項」が「文書館とは歴史に関する文書及び記録(以下文書という)その他必要な史料を収集し、整理し、保存して利用者の調査研究に資することを目的とする施設である。また文部省指定の研究機関とする」(『山口県文書館ニュース』第1号)と定義したことを、「最低最悪」と厳しく問い質したのです。

文書館は、県政の記録をきちんと受け継いでいくのが本来の使命であるはずなのに、創立 10 周年を迎えようとしているにもかかわらず、いまだに「毛利家文庫」の守護を第一義にしている姿勢を「毛利藩」文書館でないかと指弾し、県文書館の当主は県から出る公文書なのであり、県政資料がきちんと移管されてこないのはどういうことかと問いかけ、文書館は親機関である県本庁の直轄機関になっていくべき宿命をもっているのだと、アーカイブズのあるべき姿を提示しております。文書館が歴史に関する資料収集を主なる課題とみなすのであれば、史料館でしかないとも。

さらに文書館の専門職員たるアーキビストの要件として、大学で日本史を学び、大学院修士課程を修了した者が望ましいという主張は「頑迷固陋」であるとし、日本史一歴史学に強くとらわれたその「偏向ぶり」を批判します。これからのアーキビストには法律、政治、経済、社会への広い教養が求められているとなし、教養学部等の学科の出身者が相応しいのではないかと。ここに投げかけられた問題はアーカイブズの本質とは何かを問いかけたものですが、日本のアーカイブズの世界はいまだに正面から受けとめておりません。旧態然たる史料館的アーカイブズ像に偏向した枠組みにこだわり、歴史学科の卒業生の就職先とみなすことで、アーカイブズの在り方が論じられているのが現状です。

鈴木賢祐が憂いたのは、毛利家文書の受け皿として山口県文書館をつくったものの、そこに県の行政記録を移管するシステムをつくり、名実ともにアーカイブズにしたいとの強い思いがあったことによります。それだけに鈴木は、山口県文書館がこうした意図を理解することなく、ある意味で言えば歴史研究者に利用される史料館的な館の存在に安住しようとしていることへの苛立ちから、厳しい苦言を呈したのです。

札幌市公文書館の設立は、このような日本のアーカイブズが負わされている宿業に対し、 政令指定都市のアーカイブズとして第8番目のものですが、市長部局にあり、行政運営に資 する組織として、このような先行した文書館、公文書館の在り方に対し、公文書管理法制定の意図を正面から受けとめ、旧来のアーカイブズ像に新しい地平を開こうとの思いがこめられております。そこで札幌市公文書館が日本のアーカイブズ文化に何を問いかけているのかを、アーカイブズ誕生の歴史を検証するなかに位置づけ、札幌市公文書館が担うべき使命と課題を確認することとします。

1) アーカイブズとは何か、何が期待されてきたのか

かなりの皆さんは、アーカイブズとは何か、あるいはアーカイブズには何が期待されているのかをそれぞれに思い描いていることと思います。アーカイブズとは何なのでしょうか。 たしかにアーカイブズは、過去の歴史を描く素材が眠る「歴史資料」の器とみなされているし、歴史研究に欠かせない組織と位置づけられてきました。しかし、そこに収蔵されてきた記録資料は、「歴史資料」と一括されていますが、果してそうでしょうか。

それらの記録資料は、組織の営みを記録し、その存在を証しするものとして遺され、現在まで保存、継承されてきたものではないでしょうか。これらの記録資料は、ある時代を歴史として描く素材とされたとき、はじめて「歴史資料」になったにすぎません。「歴史資料」が即事的に存在しているのではありません。「歴史資料」なるものは、ある過去を「歴史」として描こうとする者が、その素材に「歴史的価値」を見いだしたとき、その記録資料が一個の「史料」として歴史を描く素材として生かされることで、歴史という物語がつくられたのです。

組織や個人がその記録を遺し、保存して後世に伝えてきたのは、その記録資料が組織、個人の営みを記録し遺すことで、その存在を証しようとしてきたがためです。この証拠的根拠の有無が統治の証として、権力の正当性を保証するものとみなされてきたことによります。その意味で、アーカイブズ―記録資料は「国の良心」であり、「国の記憶」です。あるいは、「組織の良心」「組織の記憶」を体現したものだと言えます。

このことを歴史にひも解いてみると、王のアーカイブズは、その権力と統治の記録を遺し、後世の支配を規定していきます。このアーカイブズをめぐる物語は、すでに古くは旧約聖書に読みとることができます。紀元前六世紀、BC538年にバビロン帝国を亡ぼしたペルシャのキュロス王の事跡はそのひとつです。キュロス王は、預言者イザヤが「主が油を注がれた人」と言っておりますが、神に見いだされた王です。

この旧約聖書の物語は、エズラ記にありますが、エレミヤによって伝えられた主の言葉、神に背いたがためにバビロンに捕囚されたイスラエルの民は70年後に解放されるというエレミヤの予言(エレミヤ記25章11、12節)を成就させるために、キュロス王は、イスラエルの民を捕囚から解き放ち、イスラエルへの帰還とユダのエルサレムに「主の宮」である神殿の再建を許します。そして、ネブガドネツァルがバビロンに奪ってきた神殿の金銀をはじめとする宝物類の返還を認めます(エズラ記第1章)。

このネブガドネツァルという王は、日本では誰だといわれていたかご存知ですか。イエズス会の宣教師たちは、「第六天の魔王」と言われた信長が本能寺で死んだときに、信長はネブガドネツァルのような者だと述べています。信長は、イエズス会に宣教を許し、教会や神学校等の設置に手をかし、キリシタンに好意を示したのに、手の平を返したようにその死が断罪されたのです。それは、信長が安土城に、自分を神として祀る総見寺を建て、礼拝させようとしたことによります。宣教師には自らを神とした信長が許せなかったのです。そのため「第六天の魔王」信長は、日本のネブガドネツァルとして、ヨーロッパに伝えられました。

また近年では、イラクのフセインがネブガドネツァルたろうとしたと報じられていました。 このようにネブガドネツァルという王は悪逆非道の王の代名詞のようにみなされてきたので す。

イスラエルの民は、キュロス王によって、神に叛いた王ネブガドネツァルの捕囚から解放され、エルサレムの神殿から略奪された宝物まで持ち帰ることが許されたのです。このエルサレムへの帰還と神殿復興は、イスラエルの民が再び強くなることを恐れた周辺の知事の命令で、中止に追い込まれました。そこでイスラエルの民は、神殿再建がキュロス王から許されたものであることを、「バビロンにある王宮の記録保管所」で調べて確認してほしいとダレイオス王に訴えます。このやり取りをエズラ記は次のように記しています(新共同訳聖書)。

もし王のお心に適いますなら、エルサレムにあるこの神殿を建てよとの命令が、キュロス王によって出されたことがあるのかどうか、バビロンにある王宮の記録保管所をお調べいただきたいのです。また、この件に関する王様の御裁定もいただければ有り難く存じます。(5章17節)

そこでダレイオス王により命令が出され、バビロンにある記録保管所が調べられ、メディア州の都エクバタナで一つの巻物が見つかった。それには、このように記されていた。「覚書。キュロス王の第一年、キュロス王、勅令を発布。エルサレムの神殿、いけにえをささげる場所として、以前の基礎を保ったまま、神殿は再建されなければならない。建物の高さは60アンマ、間口は60アンマとする。切り石の列を3段置き、木材の列を1段置く。費用は国庫負担とする。更にネブガドネツァルがエルサレムの神殿から取り出して、バビロンに持って来た神殿の金銀の祭具類は返還され、エルサレムの神殿にある元の場所に戻されなければならない。それをその神殿に納めるようにせよ。」(6章1-5節)

ここに神殿再建が再び進められました。この旧約の物語は、王のアーカイブズに眠る記録を確認することで、イスラエルの民の帰還と神殿再建が保証されたことを述べたものです。いわば紀元前6世紀、ペルシャ帝国では、王のアーカイブズにもとづいてその統治を検証し、政策の正当性を確認していたことがわかります。王の統治と権威の源泉、その権力を象徴するものがアーカイブズであるとの認識が共有されていました。王の統治、命令が本当かどうかということを、王のアーカイブズで検証しているわけです。この流れがイスラム圏から欧米諸国における統治の原点として、現在にまでうけつがれています。このような政治の作法こそが記録を検証する政治文化を生み育ててきたのだといえましょう。

聖書には、かなりアーカイブズ的なものが物語に登場してきます。旧約聖書エステル記には、インドからエチオピアまで127州の支配者であったクセルクセス王の妃となったユダヤ人の女性エステルの物語があります。その中にはthe official records とか、the book of the chronicles が出てきており、「日誌の書」「宮廷日誌」「記録の書」「王の年代記」と訳されています。ユダヤの民は、このような公的な記録により、その存在を確かなものとしたのです。ユダヤ民族、イスラエルの民は歴史に固着した民族ですが、その存在を支えたのはまさにこのようなアーカイブズへのこだわりでした。旧約聖書はそのことを記した物語、民族の歴史書といえましょう。

まさにアーカイブズは、紀元前から、権利と義務を確認する器であり、王、為政者の統治 を保障するものとみなされていたのです。このアーカイブズにかかわる訳語は、英語の聖書 でarchives(NKJ)、the royal records(TEV)、日本語の聖書翻訳でみると、最初の文語訳聖書が「王の宝蔵」「宝物を蔵むるところの文庫(ふみぐら)」、次の口語訳が「王の宝庫」「古文書をおさめてある書庫」、新改訳が「王の宝物倉」「文書保管所」、現在多くの教会で読まれている共同訳、新共同訳が「記録保管所」、となっています。まさに日本におけるアーカイブズの認知は、聖書の訳語が文庫(ふみぐら)から記録保管所へと変遷するなかに、読みとれましょう。

この旧約聖書が問い語っている物語の舞台となった紀元前 538 年は、日本書紀が描く世界で読むと、神武天皇の即位にはじまる皇紀 123 年にあたり、その正月朔日に第 3 代安寧天皇の第 2 皇子大日本彦耜友尊(ヤマトヒコスキトモノミコト)が皇太子に立てられた年にあたります。第 4 代懿徳天皇です。日本列島の歴史でいえば縄文時代のことで、中国の史書に日本が倭として登場するのは 57 年に倭奴国王が後漢に朝貢した記事です。ここには聖書の世界との文明的落差が読みとれます。

いわばオリエント世界では、日本が縄文時代の頃に、アーカイブズが統治を検証し、王の 統治下にある人民が王に認められた権利と義務を証する器と認識されていたのです。ちなみ に聖武天皇の宝物庫、王のアーカイブズである正倉院の記録が権利確認で生かされたことが あるでしょうか。その収蔵物は「御物」でしかありません。このアーカイブズに寄せる眼の 違いは現在のアーカイブズ論を規定しているにではないでしょうか。

このようなアーカイブズの存在は、ギリシャのアテネにおけるアルコンに見いだせます。アルコンはアテネの執政官、すなわち政治を執る最高執政官のことで、最高執政官の家のことも意味しておりました。最高執政官はその統治した諸記録を家に持ち帰って保管したので、執政官の家アルコンがアーカイブズでもあったわけです。かつ執政官は、己の統治の証である諸記録の解釈権を持っているわけですから、命令や法などの運用の適否を解釈することによって自分の統治の正当性を主張しました。まさにアーカイブズというのは、統治をする証であるし、法解釈の原点にもなっていました。その意味では、アーカイブズは、「始まり一始原」であるとともに、「掟―支配」でもあるわけで、二つの原理を意味しています。そのためアーカイブズは、統治者一権力者にとり、民衆統治の道具であり、その専制的権力の行使をささえるものでもありました。

このことは、中世の教会や修道院等のアーカイブズが記録のみならず、知の専有と独占をすることで、その権威と権力を維持し、圧倒的な支配権を確保していたことにも見ることができましょう。その一端は、1323 年教皇ヨハネス 22 世の時代、北イタリアの修道院を舞台としたウンベルト・エーコの作品『薔薇の名前』が描いた世界にも読みとれます。そこでは、アーカイブズを「知識の貯蔵庫であり、一切の人間を近づけさせてはならない場所」と規定しており、アーキビストが修道院長以上に権力をもっていました。知の独占は権力の源泉なのです。それは、情報の独占が権力の源になることを示唆しており、まさに現在広く日常的にみられる世界でもあります。

フランス革命は、王のアーカイブズに革命をもたらし、市民に開かれたアーカイブズへの 道をつけ、市民の権利を保障し確認する器たるアーカイブズ、近代アーカイブズを誕生させ ました。

この市民社会のアーカイブズが担うべき使命は、1934年に設立されたアメリカ合衆国の ナショナルアーカイブズ、アメリカ国立公文書記録管理局、National Archives and Records Administrations (NARA) が「国立公文書館は政府の記録を守り、保存すること により、アメリカの民主主義に奉仕するものであること、またアメリカ国民の権利及び政府 の措置についての重要な文書への継続的なアクセスを保証する、そして民主主義を支え、市民教育を推進し、国家の経験の歴史的な理解を促進するものである」、と現在における使命を宣言していますように、権力の営みを検証し、開かれた社会―民主主義を根づかせることを可能とする器となることです。その思いは、NARAが玄関彫像の台座に刻まれた言葉で問いかける世界に表明されたアーカイブズをささえる哲学によるものです。

What is past is prologue—過去は未来への始まり

Study the past—過去に学べ

The heritage of the past is the seed that bring forth the harvest of the future— 過去の遺産は将来の実りをもたらす種である

Eternal vigilance is the price of liberty—永遠の警戒は自由の対価である

まさにNARAは、アメリカの民主主義を根底で支える器たるべく、国のかたちを学ぶ市民教育を担っています。ここには、現代の公文書館―アーカイブズの在り方をして、単なる歴史施設ではなく、人権の擁護や説明責任をはたす器となし、民主主義を地に根づかせる開かれた社会を実現していくための施設なのだという方向性が明確に出されています。まさに現在のアーカイブズには、オープンガバメント、開かれた政府、開かれた社会、開かれた組織を支える器になることが期待されているのです。

2) 日本のアーカイブズは

日本のアーカイブズにも先程述べた聖書的世界やアルコン的営みを見いだすことが出来ます。例えば王のアーカイブズとしては、先に紹介した正倉院がその一つで、戸籍等が遺されていますように、統治の証であるアーカイブズが多様に存在していました。修道院的なものとしては、京都の東寺の記録である「百合文書」や北野神社などの社家文書がそうです。中世の荘園研究で重要な古文書として活用されていますが、それは東寺などの寺社の経営にかかわる事務記録であるとともに、寺社が所有する荘園を管理するための証拠として遺されてきたものです。東寺では、毎年毎年重要な記録資料を引き継ぎ、大事なものを宝蔵や経蔵というところに移管し、大切に管理され、永久保存してきました。加賀前田家がその遺されてきた文書を整理・保存させたことで、「東寺百合文書」といわれ、現在京都府立総合資料館が所有しています。

これらの記録資料が遺されたのは、それらが単なる過去の文書類ではなく、寺社の存在を ささえる生きた記録とみなされていたことによります。東寺は、この記録を護持していくこ とで、寺院の経営が可能となり、存在し得たわけです。

また王朝貴族の政治作法には、アルコン的な認識、アーカイブズの原点ともいえる世界がありました。貴族は、自分の権力と権威を維持するために日記を書き、陣座などでの営みを記録し、子孫に伝えることで家の存在を確かなものとしてきたのです。その記録は、後に宮中の在り方、統治の作法を確認していく記録と読み直され、後世に宮中の儀礼儀式を確認していく証拠資料とみなされ、有職故実の典拠となってくるわけです。

このようなアーカイブズの原初的な姿は江戸時代の村における記録の遺し方にも見ることが出来ます。島根県の六日市町沢田(現吉賀町)の鎮守指月神社では、山口県境に近い町ですが、当屋を集落の祖といわれる11家が一年交代で担ってきました。その当屋が管理し、「大元申」の送り状で引き継いできた「御帳」と呼ばれている「大元社記録」という集落の記録簿があります。ここには先のアルコン的世界が息づいています。

この「御帳」には、1619年、元和5年から毎年の天気や収穫など集落の営みなどが諸種

書き続けられております。集落の人たち、その地域の住民は、何か異変などがあると、こういう天気の時には収穫がどうだったとか、この時は何が起こったかを確かめ、「御帳」を見ることによって時勢への対応を判断したわけで、ある意味で「御帳」という形の一つのアーカイブズです。

こうした村の営みは新潟県佐渡の「帳箱」にも見ることが出来ます。帳箱には、村の重要な記録がおさめられており、その記録で用水当番のこと、入会山をどうするかということを確認していくわけです。それらの記録資料は、それぞれの集落、組織の営みを遺し伝えることで、その存在の根拠を守り、構成員の権利と義務を確認し、その運営をささえてきたるもので、単なる歴史資料の類ではなく、まさに現在の集落の営みをささえる器なのです。近世史の研究者はそれらを近世古文書と一括するけれども、それらの文書はまさに現在の生活を支える証なのです。このようにアーカイブズの存在は、集落、組織に欠かせないものとして、現在に生きているものといえましょう。

しかし現在のアーカイブズは、現に職務遂行で作成された記録資料等の文書類が、現用としての使用頻度が減少していくことで「半現用」となり、やがて全く業務で必要なくなった「非現用」になるという行程を歩むなかで、役割を終えた「非現用」のものが移管されてくる集積所と認識されております。このような認識でいいのでしょうか。

この行程では、業務遂行における必要度が減少した半現用の収納庫たる中間書庫を仲立ちにして、今後の業務に何等役に立たない記録資料等を廃棄しますが、後世に「歴史資料」等になりうるとみなされたものが最終的な行き場としてのアーカイブズに入れられることになります。

この構図は、アーカイブズをして、組織の営みに関わる記録資料としての役割を終えた「非現用」文書の集積所、死体処理場とみなすことにもなりましょう。ここに移管するか否かの判断では、後世の歴史遺産と成り得るか否かを判断基準とみなす「歴史的価値」云々のみならず、「学術的」「文化的」等々の尺度が主張されています。このような価値判断こそは、アーカイブズをして、人権と民主主義を支える府であるよりも、歴史保存施設とみなしてきた日本に多いアーカイブズ像の根拠にほかなりません。

こうした歴史保存施設とみなされがちのアーカイブズ像は、公文書管理の在り方等に関する有識者会議の最終報告『時を貫く記録としての公文書管理の在り方一今、国家事業として取り組む一』(2008年)の提言をふまえた「公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)」(2009年7月1日公布 法律第66号)の下で、新しい展開をしていくこととなります。公文書管理法にいたる道程は、年金記録の喪失をはじめ公文書等の管理が世上を騒がせ、政府の失政と糾弾される事態を受けとめたものです。そこで提起された公文書等の記録資料の管理への提言は、旧来の歴史保存施設たるアーカイブズ像に対し、民主主義を地に根づかせる営みを支える府たるアーカイブズへの思いが吐露されています。ここが重要なのです。

この法律は、「民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき 正確な判断を行い、主権を行使することにある」との信念をもとに、「知恵の宝庫」であり、 「国民の知的資源」である公文書の管理を適正かつ効率的に行うことで、「国が意志決定を適 正かつ円滑に行」い、「証拠的記録に基づいた施策」を可能と為し、国の説明責任を適切に 果たせるようになる、との提言をふまえたものです。

このことは、公文書管理法第1条の「目的」に書かれています。その目的は、公文書等の記録資料が「民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」で、「主権者である国民が主体的に利用し得る」ものだと。そのことが、行政の適正かつ効率的な運営と、今だけではなく

て将来の国民への説明責任を果たすことになるのだと力説しています。

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な**民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源**として、**主権者である国民が主体的に利用し得る**ものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって**行政が適正かつ効率的に運営**されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を**現在及び将来の国民に説明する責務**が全うされるようにすることを目的とする。

この「目的」を読んだときに思い出したのが、1948年に公布された国立国会図書館法の前文です。その前文は、冒頭に「国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立って」と、国会図書館の存在根拠を提示しております。「真理がわれらを自由にする」と文言は、新約聖書のヨハネ福音書8章32節、「あなたたちは真理を知り、真理はあなたたちを自由にする」にもとづくものです。この聖書における真理というのは、神ご自身、あるいは、命、光、イエスを知ることです。この聖句を翻案したわけで、参議院議員であった歴史家羽仁五郎の発案によるものです。

この一文をいれることに国会図書館の幹部職員の何人かが反対しました。そのとき、初代館長の金森徳次郎は、日本国憲法の起草に関わった国務大臣であった人ですが、それらの反対者に対し、「真理がわれらを自由にする」という一文があるからいいのだ、国会図書館は第4権なのだと。国会図書館は、立法、行政、司法の3権に対峙しうる、独立した第4権であるとなし、それらの3権に対してものを言えるのが「真理がわれらを自由にする」砦である国会図書館なのだから、第4権として立場をきちんとしていけばよいのだと言ったそうです。

国立国会図書館の金森館長の下で副館長に就任したのが、参議院から推薦された広島県尾道図書館にいた中井正一です。中井正一は、京都大学で哲学を学び、『土曜日』という雑誌で日本における人民戦線の結成を意図したがために、治安維持法で逮捕された人物。「転向」して尾道に帰り、戦後は羽仁五郎らを呼んで広島県の民主化運動に励み、初の公選知事選で革新陣営からかつがれて立候補しますが落選しました。

金森は、参議院がこの中井を推薦したことに配慮して副館長にします。副館長としての中井は、省庁の支部図書館を国会図書館のもとに統括し、支部図書館を通して各省庁の統治記録を国会図書館に集約することで、国会図書館を知の巨人たるインテリジェンスとなし、国民にすべての情報を公開していくようにしたい、まさにアーカイブズ的発想を持っていたようです。ですから、当初は、支部図書館に省庁がつけた予算を、中央館である国会図書館が管理していこうという発想もしております。しかし中井は、体を壊し、この壮図が未完のまま死ぬわけです。現在の支部図書館にはこのような思いは全くありません。

私は、この動きを見たときに、国会図書館の草創期にある種のアーカイブズ的な役割を国会図書館が担っていたら、現在カナダが国立図書館とアーカイブズを一体にしているより早く、日本がアーカイブズの新しい方向性を提示できていたのではないかと思うのですが。

それだけに、日本におけるナショナルアーカイブズは、第4権の地位を保てるかどうかが 現在問われているのだと思います。ある意味では、国民の知的資産をきちんと管理し、国民 共有の資産にしていく。この知的情報資源を国民が共有していくことが民主主義の基盤であ るならば、まさに行政、立法、司法のあり方を国民の目線で問い質す場が第4権たるアーカイブズの使命にほかなりません。

なお、昨今の国会図書館長は、「真理がわれらを自由にする」をして、「知識がわれらを自由にする」と読み替えているようです。これは当世風かもしれませんが全く違う世界のことです。「知識はわれらを自由にする」という知識は、知識は人を自由にならしめ、無知が人を不自由ならしめるというギリシャ・ローマ的な発想にほかならず、強き「真理」への思いではありません。このような知識によりたのむかぎり、国会図書館は立法・行政・司法に対峙する第4権たる己の場を主張する根拠を失いましょう。

3) 札幌市公文書館の特色

このような日本のアーカイブズがおかれた現状をふまえたとき、札幌市公文書館の個性はどこにあるのでしょうか。札幌市は、2004年の「歴史的公文書等の保存・活用に関する基礎調査結果報告書―公文書館の設置に向けて―」をふまえ、2008年度から公文書館設置についての検討を始め、「札幌市公文書館基本構想検討委員会」を設置し、2009年6月に「札幌市公文書館基本構想への提言」を受けました。この提言は、公文書管理法の公布を視野にいれながらも、札幌市情報公開条例(1989年)、札幌市自治基本条例(2007年)などの制定にみられる、開かれた市政の確立をめざす札幌市に求められるアーカイブズとして、「市民自治」を担いうる公文書館像を提示し、公文書館が「行政の営みを証する多様な公文書等を体系的に移管・選別・保存・管理していくことで、札幌市民の共有財産となし、市政を検証し、明日をより豊かに生きるための方策を問い質す場」となることで、「市民への多様な説明責任を果していく諸活動をなし、開かれた行政を保証し、成熟した民主主義社会」の実現を可能とする器となることへの強い期待を表明したものです。そこでは、公文書館が果すべき使命として、つぎの三点が強調されています。

- 1) 公務の証を遺すことで、広く市民への説明責任を果しうる場となること
- 2) 効果的な行政運営に資する知と情報の宝庫となること
- 3) より良き明日を築くために歴史を検証しうる器であること

札幌市は、この提言が提示した課題を実現すべく、2009 年 11 月に「札幌市公文書館基本構想」を策定しました。この基本構想は、

第1に重要な公文書を保存期間経過後も適切に保存し、市民が利用することによって、現在だけでなく、後世の市民にたいしても、市民の知る権利を具体化するとともに、行政の説明責任を果すこと、

第2に公文書を通して市民が市政の情報を知り市政を検証する、また、市の職員が過去の 事例を活用し検証する仕組みをつくることによって、行政運営の透明性を確保するとともに、 より効率的・効果的な行政運営を図ること、

第3に公文書館が正確な情報や記録を提供し、市民がまちづくりの経緯を自ら検証することによって、市民との情報共有や、市民が自治の主体として市政へ参加することをより一層進め、住民自治の推進を図ること、

という理念を提示しております。ここに問いかけられた「市民が自治の主体」になる市民とは何かについては、後ほど考えたいと思います。

この基本理念のもとに公文書館を設立すべく、保存対象文書、機能や設置・運営のほかに、

公文書管理制度の充実のために公文書管理条例の制定が必要なことに言及しました。ここに 札幌市は、この構想を実現すべく、2012年6月に「札幌市公文書管理条例」を制定公布し、 2013年度に公文書館を開設すべく諸準備をおこなってきました。このような札幌市公文書 館設立への歩みは、地方公共団体にも文書の適正な管理に関する施策の策定及び実施の努力 義務を課した、2009年7月制定の公文書管理法(2011年4月施行)に先立ち、その趣旨を 主体的に受けとめ、「市民自治」を高く掲げる市の理念を実現するための大きな第一歩を踏 み出したものにほかなりません。

この条例は、「基本構想」の理念を実現すべく、第1条で「目的」を次のように宣言しています。

この条例は、公文書が市民の知る権利を具体化するために必要な市民共有の財産であることに鑑み、公文書管理の基本事項を定め、公文書の適正な管理並びに市政上重要な公文書の保存及び利用を図ることにより、市民との情報共有を進めるとともに、現在及び将来にわたり市の説明責任を全うし、もって効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を確保すること及び市民が主体となったまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

この条例が対象とした実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人と、市の全機関に及んでいることを確認しておきます。また、公文書には、法人文書(本市地方独立行政法人が保存しているもの)、「重要公文書」、公文書館に移管された「特定重要公文書」も含まれます。

重要公文書は「市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上で重要な資料」で、特定重要公文書は市長が永久保存の措置を採ったもの、すなわち公文書館に移管されるものです。いわば札幌市は、すでにお気づきの人がいることと思いますが、公文書管理法が「歴史資料として重要な公文書」を「歴史公文書」となし、かつて「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理」が必要なものとして国立公文書館に移管されたものを「特定歴史公文書等」と規定したある種の「歴史的」「文化的」「学術的」なる価値規範に対し、行政運営における尺度をもとに重要公文書、特定重要公文書なる概念で公文書等の管理移管を目指しております。

この方策は、公文書の適正な管理こそが、市民との情報共有や市の説明責任の全うし、効率的な行政運営を確保する上で欠かせない業務であるとなし、特定重要公文書としての管理保存への道筋をつけたものです。この条例が掲げる理念を実のあるものにするか否かは、公文書管理に関わる適切なるライフサイクルを確立し、ともすれば恣意的とみなされがちの行政的な価値判断(行政的価値)のみならず、公文書館が固有の価値判断(アーカイブズ的価値)をなすことで重要公文書として選別・移管を可能となし、公文書館の役割を明確にすることが問われています。

この移管が適切に行われる仕組みをつくるためには各原課の理解と協力がかかせません。 そのため札幌市の事務局の方たちが非常に苦労して、公文書の管理に関するガイドラインを、 各原課を回ってそれぞれの文書作成の意向を踏まえながら、かなりきちんとつくってくださっ た。どういうことかというと、原課がこれは移管してもいいよという判断を行政的にしてく れたときに初めて意味を持つわけです。その背景には、職務の証とか、市政の検証、保存、 あるいは、業務遂行上に必要な後世においても参考になるか否かは、まず原課が一番わかる わけですから、それらのものを移管する形をとっていてくということです。そのときに、文化的価値がある、学術的価値があると言われたら、原課は困るだけです。そういう意味で、札幌の場合は、ここをかなりきちんとしています。

さらに重要な会議とか企画調整の会議のときは、調査審議の資料とともに、そこにおける 発言内容をきちんと記録したものを遺していくことにしています。ここにはじめて、意思決 定の過程、業務決定の記録資料等が遺せる道筋がつけられたのです。

さらに、私が審議会で説いたのは、首長たる市長の記録をきちんと遺していくということです。一番困るのは、政府もそうだけれども、内閣の記録がない。総理大臣が何をどのようにして決定にいたったかということが遺されていない。それと同じように、県知事もそうです。

例えば、私が関係している沖縄県公文書館を見ると、公文書館の創設者である大田知事の 記録が移管されてきていないようです。大田知事は、基地問題で中央政府とかなりやり合っ たわけですが、その記録があるかというと、その記録の開示請求をした方によると、全く遺 されていない。聞くところによると、大田知事は、ロッカーにたまると、みんな家に持って 帰っていたとか。もしそれらの交渉記録があれば、いかに党派が異なるとはいえ、現知事に 伝えられているならば、中央政府との交渉はまた別なやり方ができるわけです。記録にもと づいて、あのときはこうだったというふうに。

そういう意味で言うと、日本の場合は、最高執政官の記録が残されていないのです。このことは、首相を筆頭に知事・市長等の首長が関わった諸記録は、いかに公的に権力の執行がなされようとも、私的なものとみなしていることによります。首長たる存在は全人的に公人であり、その言動は公的なものなのです。しかし日本で目にする政治の風景は、公私をたくみに使い分けることで、公人たる己の責任を無化していく政治作法です。アーカイブズは、まさに第4権たることを自覚し、そのような政治風土に風穴をあけていくことが使命なのです。それであるからこそ、札幌市の場合は市長の記録はなるべく遺すようにしたいと言ったら、かなりのものが遺されていく形でガイドラインはつくられています。

このような状況をみるにつけ、私が思うに、日本においては、イギリスでキャメロン連立 政権の下で発表された「内閣執務提要―政府の運営に関する法律、慣習及び規則の手引き―」 のようなものが必要ではないかということです。この内閣執務提要は、閣僚をはじめ公務員 に執務の手引きを提供するとともに、政府機構についての透明性を高め、政府が仕える一般 の人びとに情報を提供することをめざしたものです。その内容は、理念や価値を極力排除し た政府の運営をめざすもので、政治的道義的拘束力を期待することで、統治にかかわる諸問 題を規定しております。

ちなみに「公務情報」では、「情報は、政府が実効的に機能する上で要となる。透明性及び説明責任を確保し、やがて政府の歴史的記録を提供するために、適切な記録が保管される必要がある」として、「大臣の記録」「公記録の維持」「データの公表」「情報へのアクセス」「前政権の文書へのアクセス」「首相及び大臣による公務情報の開示及び利用」等々について、具体的にどのように記録をとり、遺していくのか等について述べたもので、きわめて実務的な提要です。

日本の内閣も、本来はこうした執務提要が要るのではないでしょうか。これからの政治は、 国民の気分で流動化しがちなだけに、イデオロギーとか何かではなくて、国民に奉仕するためにはどういうことをなすべきか、内閣としてなすべき政治の継承性が問われるのではないでしょうか。 そこで、私が札幌市長に求めたいのは、札幌市の市長執務提要のようなものを作成することで、市民自治が党派的イデオロギーに左右されることなく、地に根づいていく方策です。いかがなものでしょうか。イギリスは、内閣執務提要をつくることにより、国民により開かれた政府をめざしています。市民の自治はこのような発想のもとに政治が営まれていくことで具体化できるのではないでしょうか。

そのような意味合いで言うならば、公文書の適正な管理が市民との情報共有、市の説明責任を全うする効率的な行政運営を確保するということの意味が具体的にわかってくると思います。公文書等は、公務員の公用財ではなく、広く市民が知的情報資源として共有する公共財なのです。それだけに公文書等が公共財としての有効な知的情報資源になるには、適正なライフサイクルによって、公文書が管理され、公文書館に移管されなくてはなりません。この移管の基準で提示したのは行政的価値とアーカイブズ的価値とによる選別移管の方式です。この行政的価値は原課における条例制定をはじめとする意思決定等に関わる記録であり、アーカイブズ的価値ではそれらの政策決定をささえた調査審議に関わる記録資料への目配りが問われることになりましょう。

札幌市の方策は、重要公文書の移管に関して、世に国際的なルールといわれている「30年原則」をふまえながらも、「一般的に行政の文書は、10年を超えてなお使用頻度が高い文書」が少ないことに鑑み、10年を目途に保存期間を策定し、10年を超えても業務の参照程度の使用になると思慮しうる「半現用」の文書については、10年を目処に公文書館に移管しても通常業務に支障のないものはなるべく早く公文書館に移管し、特定重要公文書とするようにしたことです。

というのは、明治時代、日露戦争後の日本は地方が疲弊し、地方改良運動が展開していくなかで、非常にすぐれた町村長は、まず文書の滞留を問題にしております。文書整理をすることが行政の円滑化と乏しい人材で町村を動かしていく上で大事だとの発想です。札幌市が早期に原課からの文書の移管を求めていこうというのは、この発想に通じるもので、10年を超えても必要になるかもしれない参照程度のものを、ある意味では半現用の文書が10年を目処に公文書館に移管する、通常業務に差し支えないなら移管しなさい、こういう形のシステムとしました。特定重要公文書にしなさいということです。そうすると、それらの記録文書や資料については、公文書館がきちんと目録を作成し、いつでも使えるようにするとの方策です。

ちなみに現用段階から文書館が管理するシステムをとっているのは神奈川県の藤沢市文書館ですが、藤沢市の規模だからできるわけで、政令指定都市では無理でしょう。ただし、なるべく早く移管をさせ、公文書館が管理していくシステムとなし、それを行政に返して行政利用を高めていくことが必要なのだと思います。

さらに、10年を超えて現用文書として保存(30年保存)が適当と考えられる公文書は、「市及び市民の権利・義務に関わる証拠となる記録資料」「業務での使用頻度は減少しているが、例証が少ない、あるいは貴重な業務の証となるなどの理由により、業務遂行において参考となり得る価値(行政的価値)があるとみなされるもの」ですが、これらも現用文書としての保存期間が満了すれば公文書館に移管することができます。この結果、公文書館に移管され永久保存されるべき公文書とは、上記のような行政的価値があるもののほか、市政を後世において検証する上で価値(アーカイブズ的価値)があると認められる記録資料になります。

このような枠組みは、「非現用」の移管ではなく、半現用の段階からの移管を制度化し、

公文書館で時間が経過するなかで「史資料」になるというもので、「非現用」の廃棄文書を 収集する場とみなされてきた日本のアーカイブズに一石を投じたものです。そこでは、公文 書館が行政運営を支えるなかで統治の説明責任をはたす器となり、民主主義を地に根づかせ る開かれた社会を実現していくための施設と位置づけたいとの強い思いがこめられています。 いわば札幌市公文書館は、単なる歴史保存施設ではなく、行政運営を支援し、住民自治を確 かなものとする器になることをめざしています。まさに札幌市の方策は日本のアーカイブズ 文化に新しい地平を開くものになるのではないかと私は考えています。いかがなものでしょ うか。

ここに札幌市公文書館は、行政の効率的運営に資するのみならず、統治の諸記録を市民に 提供しうる器となったとき、市民が己の権利のみならず義務を自覚し、市民自治という高き 理想を己の責任で実現していく府となり、その存在を輝かすことが可能となりましょう。そ れだけに札幌市公文書館には、「私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくためにまち づくり」(札幌市自治基本条例)を担う市民と共治する器になれるか否かが問われています。

4) 統治の器

札幌市公文書館には「効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を確保」することが期待されています。このような使命はアーカイブズが当初より担ってきたものです。アーカイブズは、歴史施設であるのではなく、なによりも統治するための施設でした。このことは、ナポレオンが「**優れたアーキビストは優れた将軍より統治に役立つ**」と述べていることにもうかがえます。ナポレオンは、旧来の閉ざされた「知の宝庫」とみなされていたアーカイブズの在り方を覚醒した人物ですが、全ヨーロッパを支配していくなかで、その統治を貫徹するために、占領地のアーカイブズが収蔵してきた記録資料をパリに集めようとしました。

ベニスのアーカイブズには、アルプスを越えてパリに運ばれていく途次、ワーテルローで ナポレオンが敗退したため、再びベニスに戻されたことによる欠損があるそうです。ナポレ オンは、各国のアーカイブズを支配することで、占領地に相応し最も効率的な統治を目指そ うとしたのです。そのような統治を可能にするにはアーキビストの協力が欠かせませんでし た。ここにナポレオンの名言が誕生したのです。

アーカイブズが統治の武器になることは、ナポレオンのみならず、多くの為政者が身につけていた政治の作法でした。ロシア革命の指導者レーニンは、己の指導権を確立していく際、党内闘争において「**議事録には苦い真理がある**」と説き、党大会等の議事録をもとに反対派を論破していきます。この一文に出会ったときびっくりしました。ロシアの党は、ツアーの圧政下で革命運動をしているときに、きちんと党大会の議事録を遺しているのです。しかるに、日本の社会運動、反体制運動では、共産党を初めとして、かつての社会党などは活動記録、党大会の議事録を遺してきたのでしょうか。遺しているということは寡聞にして聞こえてきません。社会党に至っては機関誌の『社会新報』もきちんと遺されていませんでした。

労働組合にしてもそうでしょう。例えば、北海道教職員組合は記録を遺し、組合員の要求があれば記録にもとづく説明責任を果しているのでしょうか。記録を遺し、記録を検証していくという発想すらないのではないでしょうか。記録を遺さないのは、権力の介入に対処するためだと、労働組合などの幹部は言いがちです。記録が無くして運動を構築できるのでしょうか。

自己の記録を持たない組織は道義的にも知的にも荒廃し潰れるだけです。それだけに、市 民組織たる生活協同組合にしても、労働組合等々にしても、自己のアーカイブズを持ち、組 織の構成員に最低限の説明責任を果せるようにしておくべきなのです。それが、ある意味で 言えば、権力に対して己を主張する証拠になります。

そういう組織のアーカイブズを構築していこうとの動きは、アーカイブズの世界であまり 論じられていません。たしかに市民アーカイブズという動きが出てきていますものの。そこ では、砂川の基地闘争をはじめとする各種の市民運動の資料を収集保存していくことがめざ されているようです。これらの市民運動の記録は市民みずからがアーカイブズをつくって守 るべきなのです。そのときに初めて「市民」は、市民となり、己の存在する場を確保できる のではないでしょうか。

記録による検証がなされないかぎり、運動の再建は出来ません。それは、組織がなぜ疲弊したかを検証することなく、病根を摘出できないことによります。このことは企業の再生にもいえることです。現在、労働運動や社会運動は低落傾向ですが、このことを予測した石堂清倫という共産党を除名された人は、党にも記録がないという状況を憂い、新たに運動を再興するためには、いままでの運動の検証が必要であるとして、運動史研究会をつくり、運動に関係した多様な活動家のオーラルをとり、残されていた記録とつきあわせていく作業をなし、その成果を『運動史研究』誌に発表していきました。じり貧状況の組織、運動にしたのは、社会情勢による以前に、指導者の守旧的な感性と思いこみですが、そのことを検証する己の組織を確かめる記録への目が欠落していたことによるのではないでしょうか。

それだけにナポレオンとレーニンの言葉は、アーカイブズが担うべき使命が集約されており、日本のアーカイブズのみならず、社会運動の在り方を考える上で現在まさに想起すべきです。

これら二人の言説は、イスラエルの民が神殿再建の可否をキュロス王の記録に確認を求めたように、アーカイブズがヘゲモニーを左右する器であることを示唆しております。このことは、政治闘争において権力的、暴力的にヘゲモニーを握るのではなく、アーカイブズを活用して、他者に対する道義的・文化的優位性をもつことを意味します。民主主義という政治体制は、議事録に苦い真理を読み取り、他者との対論をかさね、公論を形成していく作法です。しかし、日本の場合は、最後は多数決で多数者支配になってしまうという、権力的・暴力的政治作法に支配されています。議場の論戦は「民主主義」という芝居の儀式であるかのように。本来、民主主義というのは、少数者を守るためにあるのではないでしょうか。

そういう意味では、世論に流される政治ではなくて、輿論が生きてくる政治の構築をめざしたいものです。今、何が間違っているかというと、「世論(セロン)」を「世論(ヨロン)」と読ませているからまずい。世論とは世間の風、空気なのです。輿論というのは、多様な人びとがかつげる神輿、公論のことです。いろいろな人がお互いにもみ合い、対論をかさねていくことで、初めて公論がみえてきます。本来、そういうものを政治はめざさなければならない。このような輿論の形成をめざすには、札幌市公文書館を活用し、議事録に、あるいは特定重要公文書等に「苦い真理」を読み取り、対論を重ね、市長を初め、議員諸氏が対論する議会運営が必要です。市長は、記録によればこう言ったではないか、どこかの党の誰かがああ言った、こう言ったという感情的なやりとりではなく、記録による対論する政治文化をつくっていきたいものです。

アーカイブズはこのような政治文化を育てる器になるものです。それだけに札幌市公文書館には、議事録に、特定重要公文書等に「苦い真理」を読み取り、対論を重ね、市長をはじめ議員諸氏が対論する政治文化を熟成させていく苗床になることが期待されています。

しかし、アーカイブズは、東欧圏が体制崩壊によりアーカイブズの諸記録が政争の具とさ

れていますように、常に権力による支配、権威的強権的統治に使われる危機にさらされています。このことは、すでにジョージ・オーウエルが 1949 年に発表した作品『1984 年』が予見した世界に読みとれます。ここに描かれた世界は、国家体制の如何を問わず、現在まさに顕在化しています。そこでは二重思考一ダブルシンキング、「私としては」、「しかし党の立場としては」、公私を巧みに使い分けることで責任を逃れる言動、こういう使い分けをすることで情況に対処していく政治の作法、自分が主語でなく主語が自分であるという光景が日常化し、己の立場を無化していく営みが顕在化しています。この情況に対峙するには、一人びとりが一市民として記録をとりもどし、記録による記憶の検証をする作業をすることで己の場を確かめ、すこしでも開かれえた社会を実現していく、民主主義を私のものにしていく作法が欠かせません。

この記録を失う、奪われるということはどういうことになるのでしょうか。ここで想起するのは、国立公文書館の理事であったときに出席した国際会議の席上で、パレスチナのアーキビストが Palestine People without Memory―記憶を失ったパレスチナ人民―と問いかけ、パレスチナから奪われた記録を返還させるよう、世界のアーキビストが働きかけてほしいとの訴えです。この発言を聞いたとき、私の心に強烈な戦慄が走りました。

この問いかけ、Palestine People without Memory には、記録の持つ意味がこめられています。そのときの欧米系のアーキビストの白けた顔というのは何とも言えませんでした。まさにアーカイブズの原点をアーキビストにつきつけた発言にほかなりません。

パレスチナの人々は、その土地のみならず、民族の記録がイスラエルをはじめアメリカ、イギリス、ドイツ等々に持ち去られ、記録を奪われた民族として、現在まさに民族の記憶が継承されない危機、民族の存在が否定されようとしているのです。そのためパレスチナの人々は、イスラエルの兵士に破壊された家屋、散乱する家具等を片付けることなく、この光景を己の心身に刻み、子どもの目に焼き付け、記憶として遺し伝えようとしているのです。なぜならば、それを子どもの心身に刻みこむことによって、子どもたちに、パレスチナ人であるという記憶を伝えたいわけです。

現在、各地の民族紛争でみられるのは、民族浄化をめざし、敵対民族のアーカイブズ、図書館、博物館等の記憶装置を破壊していくことです。他民族の抹殺は、肉体的な存在を否定するよりも、民族の記憶を抹消していくことによって果されるのです。これがコソボ等にみられ、現在も日常的におこっていることなのです。まさにアーカイブズは、記憶の府として、民族にとって、国家・組織にとり、その存在の証なのです。

それだけにアーカイブズは誰のものかが問われます。札幌市公文書館は誰のものなのでしょうか。先に見た札幌市公文書管理条例は、「市民の知る権利」「市民共有の財産」「市民との情報共有」「市民が主体」と、「市民」が出てきております。「市民」の存在は、条例の根本に位置づけられていますように、大きなものです。このことは、札幌市公文書館が市民生活を支える器として、市民が検証する政治文化を根づかせ、開かれた社会への方途を先導することへの期待でもあります。

ここで問われる「市民」とは何でしょうか。世間で多くみられる市民は、水戸黄門の印籠よろしく、「市民」を大上段にふりかざし、己のみに通じる「正義」、独りよがりの正義にのぼせあがり、他者を、行政の営みを「市民の言うことを聞かない」と糾弾してやまない者の存在のようです。ここに市民運動をやっている方がいると怒るかしれませんが、このような存在が横行しているのが市民運動なるものの一側面ではないでしょうか。このような運動は市民運動を腐食させます。

5)「市民」が市民であるとは

それだけに「市民」が市民であるとは何かということを考えねばなりません。そのためには、「市民」が市民として、自分が主語で札幌市自治基本条例をはじめ、市民まちづくり活動促進条例、オンブズマン条例、子どもの権利条例等々に向き合い、「市民」が市民であるとは何かをアーカイブズを場に確かめることが問われています。このような「市民の権利」にかかわる条例が、何か「市民」のためにしていますという行政のアリバイづくりのためのものであってはなりません。行政は、アリバイづくりとして条例を多分につくりたがるわけですが。それだけに「市民」が市民であるとは何なのでしょうか。この問題を敗戦後いち早く提起したのは前田多門です。

敗戦直後の1945年8月18日に東久爾内閣の文部大臣に任命された前田多門は、GHQに呼び出され、日本の教育に何が欠けていたかと問われたとき、「今後の教育の方針は、日本にはまだシビックスcivicsというものが打ち立てられて居ない。この精神を樹立するのが教育の要務と考える」(「「人間宣言」のうちとそと」)と応じています。日本の政治は、上から治めるのであって、下から公民が持ち寄ってお互いの生活を作りあげていくというシビックスなる技術を知らなかったのです。

日本国民は、「臣民」として縦の関係に支配され、「公民」としての横の平等な人間同士の協力関係、「公民道」に目がおよばなかった。この「公民道」を学ぶ「公民教育」は、現在でいえば「市民道」「市民教育」になりますが、市民の権利と義務の学習、教育がいままさに求められているのだと。

前田は、このシビックスと言う言葉にしっくり合った日本語はどうも見当らぬ、あるいは 公民科とか社会科とかと言っても、知識は教えるけれども、その精神が現わされていない。 人民ひとりひとりが力を合わせて、盛り上げていく公共生活、そう言うものが欠けていると ころに、民主政治が育たなかった原因があったのだと。それだけに今後はそのことを中心に 教育を進めて行きたい、それが責任者としての私の悲願であった、と後に回想しています。

civicsというのは、the study of rights and duties of citizenship、市民の義務と権利を学ぶことで、外部から operation and oversight government、政府に対する働きかけと監視をきちんとすることです。前田は、このシビックスなる概念が問う世界が「社会科」「公民利」「公民道」という呼称になじまないと述べ、「その地域において住民が自分らの力で共同生活を作り上げていくというような意味」「われわれが共同生活体の責任者として共同生活体を盛り上げていく」ことがシビックスだとなし、「断片的にいろいろな公けの事柄について知識を与えるというだけの、断片的な知識を与えるという」「公民科」「社会科」ではないと断言します(「新公民道の提唱」)。それはあえていえば市民教育、市民の哲学を身につける教育にほかなりません。

日本の教育では、公民や社会科で「公民道」が説かれているものの、このシビックスが欠落していたとの指摘、現在風にいえば市民精神の涵養に関わる教育が公教育に欠落しているのではないでしょうか。そのため前田は、民主主義を日本に根付かせるためにも、「民主主義はその行動の形態において、共同の生活を、各人が共同して行うことである。共同生活の処理、即ち政治は各人の責任である」(「わたしのそぼくな幻滅感」)となし、政治は「共同生活」の処理であるがゆえに、各人が責任をもち、「共同して行う」一個独立した人間への強い期待を説いてやみません。

前田のこういう思いを支えたのは師であった新渡戸稲造の教えです。前田は、新渡戸に最

も心酔した一人で、新渡戸のような社会教育家になりたいとの思いを実現するためにも、社会教育家になる前に世間と人生を知らなければいけないといわれ、内務省に入った人物です。新渡戸稲造というと、当世では武士道と言い、侍ジャパンにひっかけるけれども、このような紹介はとんでもない話です。新渡戸で一番重要なのは『修養』(明治44年)という本です。この「修養」譚は、『実業之日本』に連載されたものですが、当時の働く青年、実業青年にどんなに力を与えたか、はかり知れない影響力をもったものです。この「修養」譚で新渡戸が説いていることは、社会で生きていく上で人間同士の横の関係ではなく、人間を超える価値のあるものとの垂直の関係に目を向け、己を問い質せということです。人間は縦の空気を呼吸せよ、人間を超えた価値というものに目を向けなさいと。横の人間関係に翻弄されて己の場を見失うのではなく、人間ならざる大いなる者に目を向けることで、社会を相対化し、己の場を確かめることこそが明日を生きる活力を可能にするのだと。戦後教育で一番欠

前田は、この新渡戸から学んだ目で人間社会を読み解き、自治を担う者につき、「自治は読んで字の如く自ら治める謂であるが、それはただ自分のことは自分がする、人に迷惑をかけぬ、或は人に依頼をせぬという事だけではない。それでは意味を尽さぬ」となし、「人は孤立して存在することは出来ない。生活には必ず社会という背景を必要とする。故に自分が自分を治めることは無論として、その自分の連なっている社会、自分も一員である共同生活に対してこれを治める、即ち共同の事情を処理して行く責任を負う」ことを求め、「団体生活の公共事務ということを離れて自治は到底両立しない」(『地方自治の話』)ことを説いたのです。

けているのはこれです。

まさに「市民」が市民になるには、このような価値判断能力と秩序形成能力を身につけ、 共同の生活を各人の責任をもって営むことで、政治を覚醒する主体となり、開かれた社会の 担い手となることが期待されているのではないでしょうか。アーカイブズには、このような シビックスを身につけた市民を育てる、市民教育の場として、その存在を確かなものにして いくことが問われています。それだけに公文書館の展示では、時代の断面を切り取った「歴 史展示」ではなく、公文書の世界が問いかける世界から、市政の営みを検証しうる作法を学 べる場を求めたいのです。

ここで問われる市民教育では、スウェーデンの中等教育における教科書『あなた自身の社会』に読みとれる世界が提示している課題を、己のものとなし得るか否かです。ここにあるコミューンを札幌市に読みかえてみると、問題が明晰になりましょう。

私たちは、コミューンからどんなサービスを受けているでしょうか。住民としての私たちの権利は何でしょう。また、私たちの義務は何でしょう。私たち一人ひとりは、私たちと次の世代の人々がよい社会で生きていくために、どんな責任をもっているでしょう。これらの問いに答えるためには、コミューンの組織、運営のされ方、私たちがそれからどのように影響されているか、また、影響を与えられているかを知らねばなりません。(アーネ・リンドクウィスト/ヤン・ウェステル著、川上邦雄訳『あなた自身の社会』 新評論 1997年)

なぜスウェーデンの学校ではこういう授業が可能になったのでしょうか。ここには、日本とヨーロッパの自治のあり方の違いがあります。日本では、県が県庁、市が市役所、町村が役場と呼称されていますが、ヨーロッパはタウンホール、要するに、市町村の公会堂とか建物という意味です。そこの住民たちは、いつでもより集い、己のコミューンの問題を話し合

える共通の事務所だという発想があります。

日本の場合は、国政の委任事務で、国家権力との服従関係だから、昔は役場に出頭すると言ったわけです。確かに、今、市役所の窓口サービスでは過剰なぐらいに敬語が乱発されています。私など敬語などの丁寧語で応対されると、気持ちが悪い、何か馬鹿にされているのではないかと。ごく日常的な卑近な応対がない。そこには、住民が寄り集い、自分たちが住んでいる地域、コミューンのことを、自分たちのこととして話し合うという日常の作法がありません。そのため、住民はことさらに「市民」をかかげて、役所に立ち向かう気分にもなるのです。この根本を質さないかぎり、いかに分権を説き、自治権拡大を叫んでも、何も変わらないのではないでしょうか。このような時代だからこそ、札幌市公文書館は何をめざすべきなのでしょうか。

6) 札幌市公文書館がめざすべき世界

札幌市公文書館の制度設計は、公文書等の知的情報資源が各部局・機関で必要とする公用財ではなく、市民との共有物である公共財とすることで、統治を検証する器となりうるように位置づけています。そこで問われる行政的価値—Administrative Value は組織内の行政的使用度ではかるものですが、その身内的・仲間意識ともいうべき垂直、縦割りの組織内の共有意識に陥りがちになります。そこで一方のアーカイブズ的価値—Archives Value による選別で、この弊を問い質すために、過去のカタログから組織の情報を調査し、組織横断的に選別しようとするものです。ここには、組織の慣習や縄張りに支配されがちの情報をして、組織を超えた目で読み直すことで、組織の活性化をなし、コンプライアンス—Compliance 法令遵守を確かなものにし、アカウンタビリティ——Accountability 説明責任を的確に果たしたいとの強き思いがあります。

アーカイブズは、このような方策によって、統治を効率的に営むのみならず、民主主義を担う器として、その理想を実現していく責務を果すことが可能になります。そのような意味では、組織が必要とする知的情報資源を集積するインテリジェンス—Intelligence ともいえるものです。現代アーカイブズは、まさに第4権の府たろうとするならば、近き将来においてインテリジェンスへの方途を歩むことが求められています。

この歩みは、アーカイブが統治する、支配する者にとり、アーカイブズを民衆統治の武器となし、専制的権力をふるわせることにもなります。政治権力を握る者は国民に帰属すべき知的情報資源を一元的に管理し、自己の帰属にしたいとの欲望に常にさらされています。このことは、さきに紹介したジョージ・オーウェルの作品『1984年』が提示した世界に読みとれますように、己を抹殺していく生活が日常化していきます。このような状況は、己を無化していく営みであり、ある匿名化された社会として現在まさに現出しています。

それだけにアーカイブズに働く者は、誰が統治の主体者であるかということに思いいたし、 所蔵する資料、多様な記録資料を保存管理し、適切に公開していくことが問われています。 その際、アーキビストは、特権的に多様な秘匿情報と出会うがために、個人的な利益で公開 するという誘惑につねにさらされており、「抹殺」したいという病にもとりつかれています。 そういう意味では、アーキビストたる者には禁欲性と寡黙性が強く求められています。

かつアーキビストは歴史研究者である必要はなく、歴史研究者である前にアーキビストでなくてはなりません。日本のアーカイブズの世界では、この原点が忘却され、歴史学者、歴史研究者の片手業のごとくアーキビストをみなす風潮に冒されています。札幌市公文書館の職員は、このことを自覚し、先ほど述べましたが、常にシビックスの担い手として、行政運

営に資する働きをめざしてほしい。今は無理でしょうが、このような役割を近き日に担いうることを期待しています。

ここに札幌市公文書館の職員に問われるのは、移管された特定重要公文書等の目録作成とレファレンス等のサービス業を専らとする受け身の静態的業務ではなく、行政運営を積極的に支援する体制、行政の政策立案等に移管された特定重要公文書等を活用できるような働き一能動的に動態的なアーカイブズ業務をなしうるか否かです。日本のアーカイブズは、歴史保存施設であることに安住し、行政利用に充分な対応をしない、対応できないがため、組織内での存在を稀薄にしてきました。

それだけに近き将来には、札幌市が必要としている情報を集積するインテリジェンスの府—Intelligence Agency—になることをめざし、シビックスを身につけた市民と共治する札幌市政への道を開きたいものです。この方策を実現するには、公文書館が行政を支援しうるような特定重要公文書等の目録作成にあわせ、時の政策に対応し得る移管文書の内容分析への目配りが求められます。このような動態的業務こそは札幌市公文書館の存在を確かなものとしましょう。

この動態的業務はやがて札幌市公文書館の主要な使命とみなされてくることでしょう。しかし、館員の人数は現在以上にふえることが期待できません。館の支援は行政をリタイアした人たちの力にたよることになりましょう。それだけに、これらの人たちが持っていた行政のノウハウ、行政における経験知を吸収していくことで、いかにして動態的なアーカイブズになっていくかということを考えていかねばなりません。

このような動態的なアーカイブズ像ではなく、公文書館に移管された特定重要公文書をお 守りしていますよ、こんな「お宝」があるからご利用くださいというだけの静態的なアーカ イブズであるならば、行政の中ではどんどん片隅に置かれていくことになります。これが今 の日本のアーカイブズの現状です。

それだけに、札幌市公文書館は、主体的に動態的なアーカイブズになるべく、積極的に行政利用への働きかけをしていき、その存在を輝かせたいものです。当面は、そこまでできないにせよ、このような目線が必要なことを自覚して、館の将来像を描いていただきたい。

まさに札幌市公文書館には、シビックスの器として市民教育を担い、開かれた社会をめざ す市民が統治情報を検証するのみならず、どれだけ行政を支援する器たりうるかが問われて います。そのためにも公文書館は、札幌市のインテリジェンスになることで、市政の効率的 運営をささえるのみならず、その検証を可能とする記録資料の守護者として、検証する政治 文化を発信していかねばなりません。

例えば、ある議員がアーカイブズに来て、あのときはどうだったかという記録を問われれば、それを出して、その記録にもとづく対論によって、議会の議論を感情的ではなくて、理性的に政策形成の合意をつくりだしていくという動きを生み出してほしい。そのような役割を果せるアーカイブズにしていきたいものです。

すぐにこのようなアーカイブズになることは難しいにしても、まず当面は、札幌市公文書館には組織の見張り役、「奴雁」たることが期待されています。この「奴雁」とは、「群雁野に在て餌を啄むとき、其内に必ず一羽は首を揚げて四方の様子を窺ひ、不意の難に番をする者あり、之を奴雁と云ふ」(「人の説を咎む可らざるの論」)、と福沢諭吉が述べていますが、雁の群れが餌をついばんでいるときに、必ず一羽は首を上げている見張り番の雁のことです。この奴雁の使命は、時勢に左右されない世の見張り役です。そういうような意味でいえば、まさにアーカイブズ、札幌市公文書館の設立は、札幌市の見張り役になることで、札幌市市

民自治基本条例を担うにたる市民による自治都市札幌への第一歩となるものではないでしょ うか。その第一歩は小さな一歩ですが、次の飛翔をうながす大きな一歩になるものです。

私の思いは、これまで述べましたような世界をいつか実現する方向性で歩んで行ってほしいということです。その前途は厳しく、道遠きものでしょうが、しかし高き理想なくして現実は変えられません。次の世代の札幌市民が現在より良い社会を生きていくために、いま何が問われているかを札幌市公文書館の働きが示唆しうる日が遠からず現実となることを期待してやみません。

それだけに札幌市公文書館のめざすべきものは、アーカイブズが置かれている現実をみすえるなかで、高き理想、あるべき公文書館像に向い一歩一歩と堅実に歩んで行くことです。 そのためには、まず、庁内的に役に立つ組織として認知されることをめざしていきたい。

それとともに、市民が市政の検証をするときに、勝手に印籠を掲げる「市民」に、あなたは「市民の権利」をかかげて要求するけれども、もともと札幌市はこのように市民の目線に沿うかたちの営みをしているということを記録にもとづく説明をなし、市民たるあなたの義務は何かと問いかけることがあってもいいのです。自称「市民」にはそのように向き合わないと、日本の市民運動は、野放図な欲望充足主義に墜ちこみ、道義的にも荒廃し、いずれ見放されましょう。

そういう意味において、私は、札幌市公文書館が高き理想に向って、その存在を確かなものとしていくことを期待してやみません。そのときに重要なのは、第1にシビックスという問題を考えてほしいということ、第2に公文書館の記録は、行政運営の記録であるとともに、今後の政策形成の上に役に立つものであるということ。そういう意味では、職員はじめ議員諸氏に、「公文書館を利用してください、そこで何か必要なものがあれば、幾らでも記録を当り、資料は探します」というようなものになっていけば、札幌市公文書館は、札幌市の中に大きな位置をしめることが可能となり、日本の民主主義が地に根ざしていく上での第一歩になるのではないかと思う次第です。その前途は厳しく、道遠きものでありましょうが、開かれた市政の実現をめざし、市民自治を担う器たる札幌市公文書館の設立を主導した公文書管理審議会会長としての思いを吐露した次第です。最後に、審議会が提示した難題に真摯にかつ積極的に対応してくださった職員各位にこの場をかりて御礼申し上げます。ご清聴、有難うございました。(拍手)

「追記」

上田文雄札幌市長は、読売新聞社のインタビューに応じ、新年の抱負として「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を「中学校の授業で取り上げてもらう意向」だと、語っています(読売新聞 2014 年 1 月 7 日)。「戦略ビジョン」は、札幌市自治基本条例が問いかけた「自分たちの地域のことは、自分たちで考え、決め、そして行動する」という理念にもとづき、「市民が主役のまちづくり」を地にねざし、「市民自治が息づくまちづくり」を具体化するための戦略を提示したものです。この戦略は、「市民」に広く共有され、自治を担うにたる市民が育つことによってはじめて実現できましょう。市長は、その具体化をはかる方策として、市職員の「出前講義」、「副読本」による授業等を検討されているようです。ここで問われるのは、「戦略ビジョン」が提示した知識を教えるのみならず、「市民」が自治を己のものとなしうる一市民になるための c i v i c s を身につけることではないでしょうか。札幌市公文書館はこのような市民教育の器にほかなりません。現在何故、「戦略ビジョン」の具体化が札幌市民に問われているのかを公文書館の記録資料で検証していく授業プログラムが求められます。そこでまず、「公文書館とは何」という問いかけをなし、机上の「戦略ビジョン」

学習に先立ち、中学生に公文書館を見学してもらい、市政の検証が市民たる者に課されている責務であることに眼を開き、「市民」たる私に気付かせたいものです。この作法こそは、価値判断能力と秩序形成能力を身につけ、共同の生活を各人が責任をもって営む市民、「戦略ビジョン」を主体的に担う市民を育てましょう。「戦略ビジョン」教育のプログラムの核に札幌市公文書館を位置づけることを期待してやみません。